

平成三十年政令第四十四号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法施行令
内閣は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）附則第四条第一項第一号及び第二項、第五条第一号並びに第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

退位の礼

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（以下「法」という。）第二条の規定による天皇の退位に際しては、退位の礼を行う。

（上皇に關し天皇の例による法令に定める事項）

条 法附則第四条第一項第一号の政令で定める法令に定める事項は、次のとおりとする。
一 開設室率法（明治四十三年法律第五十四号）ニ定むる開設の免除

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）は定める関税の免除
皇室経済法（昭和二十一年法律第四号）に定める事項

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）に定める事項

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）に定める貨物の

上皇に關し皇族の例による法令に定める事項

**二
三** 法附則第四条第二項の政令で定める法令に定める事項は、次のとおりとする。
一 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）に定める皇宮警察に関する事項

警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）に定める皇宮警察に関する事項

三 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）に定める固定資産税が非課税とされる車両

四 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）に定める国庫が支弁する経費

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）に定める国賓等の輸送に関する事項

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令

四條 法附則第五條第二号の政令で定める法令に定める事項は、次のとおりとする。

一　國事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）に定める事項

一 第二条各号及び前条各号に掲げる事項

附則

この政令は法の施行の日（平成三十一年四月三十日）から施行する。

附見

この政令は法の施行の日（平成三十一年四月三十日）から施行する。